

令和 6 年度 第 4 次安来市男女共同参画計画 年次報告書



令和 7 (2025) 年 7 月

安来市

目 次

はじめに

第 1 章	第 4 次安来市男女共同参画計画 施策体系図	1
第 2 章	基本目標別施策の実施状況	2
第 3 章	数値目標の進捗状況	14
資料編	(安来市男女共同参画推進条例)	15

はじめに

第4次安来市男女共同参画計画では、第3次計画までの成果と課題を踏まえ、次の3点を基本目標に掲げています。

I 男女共同参画社会への意識づくり

男女の固定的な役割分担や慣習を改め、男女共同参画社会に向けての意識改革を地域や学校等において積極的に推進していきます。

II 男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現

政策方針決定過程における審議会等への女性の参画率向上に努めます。また、男女とも長時間労働をはじめとする働き方等の見直しや、家事、育児、介護等に参画する環境整備（ワーク・ライフ・バランス）を推進していきます。

III 個人の尊厳の確立

男女共同参画の視点を持った各世代における健康づくりの支援や、困難を抱える全ての人が安心して暮らせる環境整備を推進していきます。

安来市では、これらの事項を具体的に推進していくために、市役所内の男女共同参画推進本部を中心に男女共同参画施策の全庁的推進体制を整え事業展開を行ってきました。

地域においては、交流センターごとの地区人権・同和教育推進協議会、男女共同参画サポーターをはじめとした、様々な団体の皆様の協力を得ながら、男女共同参画にかかる学習会を開催し、教育・啓発を進めてきました。

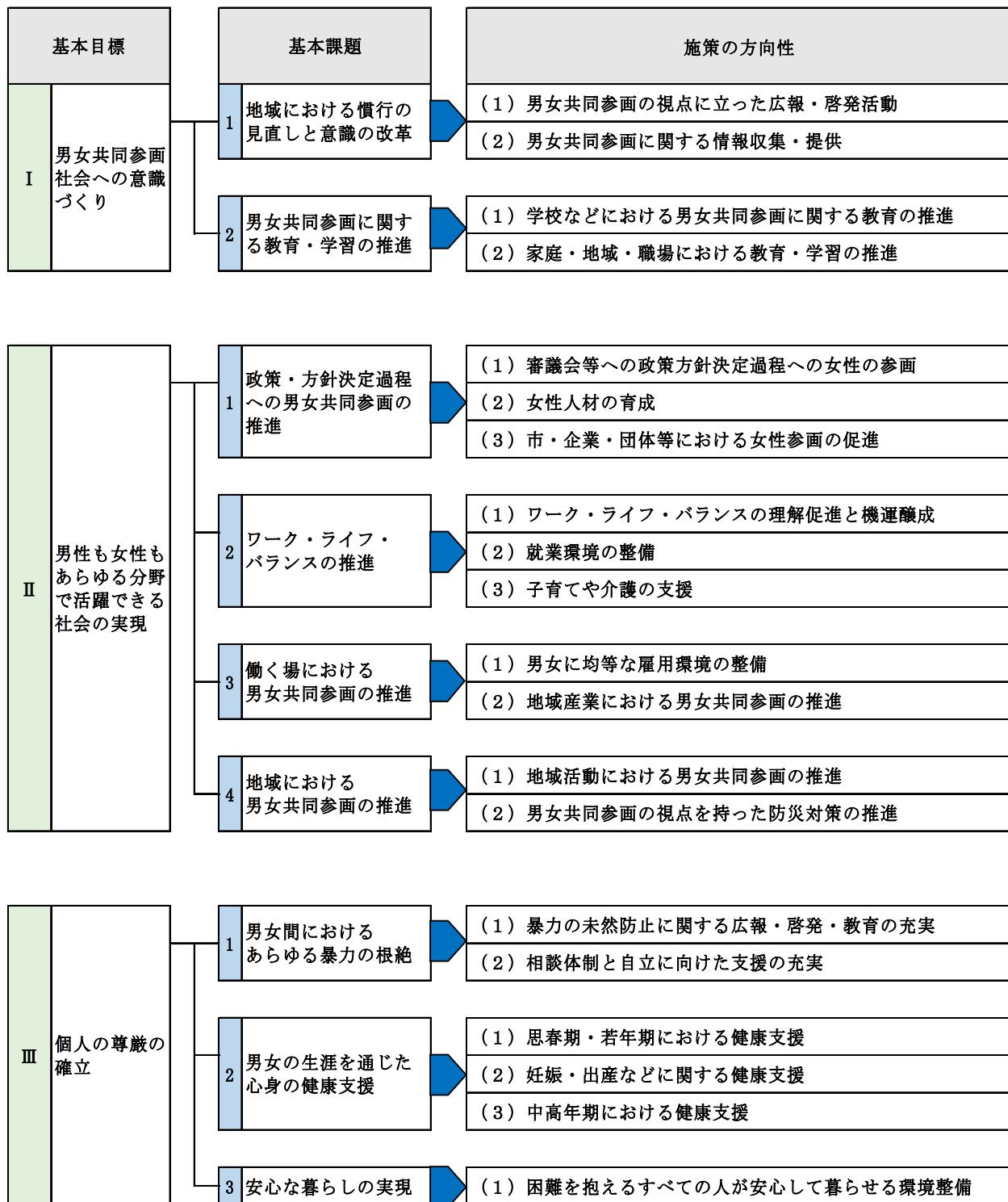
職場、企業においても市人権・同和教育推進協議会企業部会を中心とした研修会を開催し、島根労働局雇用環境改善室及び松江公共職業安定所安来出張所から職場における各種ハラスメントの防止や男女均等な採用選考についての情報提供や研修会が開催されました。

しかしながら、2020年以降続いている新型コロナウイルス感染症も収まり、人が集うような各学習会や研修など感染症予防を行いながら開催頻度も戻りつつあるものの、やはり実施回数が伸びず、数値目標達成とまではいきませんでした。

本報告書は、「安来市男女共同参画推進条例」第15条に基づき、市役所各課の取組状況を3つの基本目標ごとにまとめ、成果や課題、改善意見をまとめて公表するものです。

今後も、市民の皆様に本市の男女共同参画の現状と施策について理解を深めていただき、職場・家庭・地域・教育現場等あらゆる場面・分野で男女共同参画を推進していきます。

第1章 第4次安来市男女共同参画計画 施策体系図



第2章 基本目標別施策の実施状況

基本目標Ⅰ. 男女共同参画社会への意識づくり

基本課題1 地域における慣行の見直しと意識の改革

【施策の実施状況と効果等】

◇人権啓発イベントを実施し、広報やすぎの「シリーズ人権を考える」において男女共同参画に関する記事を掲載し、広く市民への啓発を行うことができました。

（1）男女共同参画の視点に立った広報・啓発活動

施策	実施状況	効果等（○効果 ●課題 ◎改善意見）	所管課
啓社男発会女へ共の同意参識画	・広報やすぎ「シリーズ人権を考える」において、家庭・地域・職場で男女共同参画について取り組むことの大切さを掲載した。	○全戸配布により市内全体に向けて啓発ができた。	人権施策推進課
ト人の権実啓施発イベン	・人権フェスティバルつなげて未来や2024 in やすぎにおいて、男女共同参画サポーターと連携し、展示やツリー作りを開催し啓発を行った。	○幅広い層の市民が集まるイベントで啓発物を多くの人の目に触れることができた。	人権施策推進課
実市施職員研修の	・男女共同参画の内容を取り入れた人権・同和問題研修を開催した。 (7/29～7/31 5回開催 148名受講)	○男女共同参画社会の実現に向け、公務員として、また個人として何ができるのか考える機会となつた。 ◎R7も継続して実施予定。	人事課

（2）男女共同参画に関する情報収集・提供

施策	実施状況	効果等（○効果 ●課題 ◎改善意見）	所管課
結査市果の民の実意公施識表'調	・市民意識調査を実施し、男女共同参画に関する意識や実態を把握し結果を広報やすぎやホームページで公表した。	○各課と連携して男女共同参画に関する課題の改善に向けて施策の見直しや改善を図る必要がある。	人権施策推進課
公のに男表実関女施す共状る同況施參の策画	・令和5年度年次報告書を作成し、安来市における男女共同参画施策実施状況をホームページにて公表した。	○ホームページだけでなく市報等にも掲載すると良い。	人権施策推進課

基本課題2 男女共同参画に関する教育・学習の推進

【施策の実施状況と効果等】

- ◇学校教育においては、各小・中学校、保育施設で人権教育カリキュラムを作成し、男女共同参画についての教育活動が展開されています。
- ◇各交流センターとの連携を図りながら、男女共同参画の視点を持った人権講座を開催しました。講座を継続的に開催することで、ひとりひとりの意識が高まると考えます。

（1）学校などにおける男女共同参画に関する教育の推進

施策	実施状況	効果等（○効果 ●課題 ◎改善意見）	所管課
児童・生徒へのきめ細やかな指導と教職員研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校では社会科公民的分野の授業において男女共同参画社会基本法の理念など学習している。小学校でもSDGs（目標5）など、機会を捉えて男女共同参画社会に関連した学習を行っている。 ・教職員を対象とした研修の内容に男女共同参画社会の実現に資するような内容を取り入れている。 	○教職員が高い人権意識をもって、学習や学校生活の中で性差による差別が行われていないか、点検しながら教育活動を進めている。	学校教育課
のどもかな幼稚園等職員研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・実施せず 		子ども未来課
男女平等教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市の学校人権同和教育推進協議会（学人同協）の夏季研修会において、「性の多様性」をテーマとするなど、各学校でLGBTQ+についての研修が進んできている。性の多様性についての理解が深まり、子どもたちの関心も高まっている。 	○小・中学校で取り組まれている人権作文や意見文の中で、LGBTQ+をはじめとする性の多様性について書いた作文や、性別による固定的な役割分担を見直す題材を扱ったものが、毎年一定数見られる。また、主に中学校において制服の見直しが進んできている。	学校教育課

（2）家庭・地域・職場における教育・学習の推進

施策	実施状況	効果等（○効果 ●課題 ◎改善意見）	所管課
地域・企業への意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・各交流センターとの連携を図りながら男女共同参画の視点を持った人権講座を開催した。 ・安来市企業等人権・同和問題研修会で企業に対して研修会を行った。 ・男女共同参画の視点を持った書籍や絵本の展示・貸し出しを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画に関する講座を30回開催した。 ○参加者アンケートで肯定的な評価を多く得た。 ○ほっとサロン、交流センター役員会等と併せて講座を実施することによって参加人数の確保に努めた。 ○市職員や来庁者のみならず、小学校の読み聞かせに活用していただく等、人権及び男女共同参画の啓発の一助とすることが出来た。 	人権施策推進課

男女 PTA 共同研修での参画への意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの人権について学ぶ PTA 研修の中で男女共同参画社会に関連する内容を取り入れた。 ・ 保護者を対象として、親学プログラムを行った学校、幼児教育施設があった。(小学校 1 校、幼児教育施設 3 施設) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 親学プログラムに関して、令和 6 年度は小学校 1 校に加え、幼児教育施設 3 校で 5 回(同日開催を含む)の実施があった。今後も広げていくことで男女共同参画の機運醸成につなげていく。 	学校教育課
-----------------------	--	---	-------

基本目標Ⅱ. 男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現

基本課題1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

【施策の実施状況と効果等】

◇政策や方針決定の場である各種審議会の構成メンバーへの女性の参画率は前年と比較すると若干の低下がありました。目標数値には到達していない状況が続いています。女性が参画しやすい体制づくりや女性登用への必要性の理解促進を進めるとともに、各課との連携を推進していきます。

(1) 審議会等への政策方針決定過程への女性の参画

施策	実施状況	効果等 (○効果 ●課題 ◎改善意見)	所管課
のへ市 働くの き各審 議会 か部議 け署会 へ等	・安来市の各種審議会委員数における女性割合は 24.2 % で、前年 (25.8 %) より低下した。	●目標の 40 % には未だ到達していないため、職員への働きかけを行う必要がある。	人権施策推進課
調査等 のの 性議 率へ のの 参画等 のの 分析率へ のの のの	・審議会等を所管する各課に女性の参画状況を調査した。 ・部長会等の会議で女性の参画が進むよう働きかけを行った。	◎部長会、ワーキンググループ等を設置し、各課との連携体制づくりを推進すると良い。	人権施策推進課

（2）女性人材の育成

施策	実施状況	効果等 (○効果 ●課題 ◎改善意見)	所管課
情に人 報係材 提る育 供 成	・島根県から発信される女性の活躍 推進に関する取組について、チラ シ配布、ポスター掲示を行った。	◎ホームページや市報等を有効活用 し、より多くの市民に周知すると 良い。	人権施策推進課
タ同島 参根 と画県 のサ男 連ポ女 携 共	・島根県公益財団法人しまね女性セ ンター主催の研修について案内・ 出欠の取りまとめを行うほか、「男 女共同参画サポーター活動調査」 の報告を行った。	●市職員に対しても男女共同参画サ ポーターの活動に対する働きかけ を行う必要がある。	人権施策推進課
ム係女 のる性 見シ参画 直ス画 しテに	・実施せず。		人事課

（3）市・企業・団体等における女性参画の促進

施策	実施状況	効果等 (○効果 ●課題 ◎改善意見)	所管課
働きかけによる各事業所に対する企業団体働きかけ	<ul style="list-style-type: none"> 安来市企業等人権・同和問題研修会で松江職業安定所と連携して、説明や講演を行った。(50名参加) 	<p>●市職員に対してもより働きかけを行う必要がある。</p>	人権施策推進課

基本課題2 ワーク・ライフ・バランスの推進

【施策の実施状況と効果等】

◇企業等に対し、男女共同参画の職場づくりやワーク・ライフ・バランスについての研修を行いました。

◇様々な文化イベントについて行政告知端末や市報での告知を行い、市民の余暇活動の促進を行いました。

◇子育てに関する情報発信や家族介護用品支給により子育て・介護支援サービスの充実を図り、子育て支援センターやつどいの広場での相談・イベント、いきいき健康教室やこけないからだ体操などでの介護予防事業により、相談体制を整備しました。

(1) ワーク・ライフ・バランスの理解促進と機運醸成

施策	実施状況	効果等 (○効果 ●課題 ◎改善意見)	所管課
理種企 解団業 促体・ 進に事業 対所す・ る各	・安来市企業等人権・同和問題研修会で松江職業安定所と連携して、ワーク・ライフ・バランスに関する説明や講演を行った。	●男女共同参画の職場づくりやワーク・ライフ・バランスについて、具体的な啓発を行う必要がある。	人権施策推進課
供等市報 を活用 ・ホ ・ 用し た情 報提 出	・実施せず。	●ワーク・ライフ・バランスについて、市報、ホームページなどで情報発信する必要がある。	人権施策推進課
余暇活動の推進	【スポーツ振興係】 ・市が主催するスポレク広場、eスポーツ運動会など市民が広く参加できるイベントについて、チラシ等での周知だけでなく、地区スポーツ協会や交流センター、学校を通じ、地域の様々な団体に対し積極的な周知を行った。 また、市内他スポーツ団体が行う自治会親善野球大会、やすぎランニングフェスティバルなどにおいても各団体と連携し、市のSNSを活用した周知等を行った。	【スポーツ振興係】 ●若年層を対象としたスポーツ事業について、スポーツ少年団等の活動・大会とスケジュールが重なることが多く参加者やスタッフの確保が難しい。絶対的な人口が少ない中でスポーツイベントを成立させるためには、社会体育活動コミュニティに限らない連携により、参加者等の確保を図る必要がある。	地域振興課

(2) 就業環境の整備

施策	実施状況	効果等 (○効果 ●課題 ◎改善意見)	所管課
進市職員の育児、介護休業制度の取得促進	<ul style="list-style-type: none"> 「仕事と生活の両立支援の拡充」を図るため、関係条例・規則を改正した。(R7.4.1 施行) 育児短時間勤務に係る事項。 仕事と介護の両立支援制度に関する周知。 育児時間の取得要件の拡充 子の看護休暇の取得事由の拡大等 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、妊娠・出産・育児と仕事の両立を支援するため、「ハンドブック」を作成するとともに、育児に関する休暇等の説明会を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○両立支援のためのハンドブックを作成して制度の周知が図れた。 ○説明会では、対象となる男性職員だけでなく管理職の参加もあり、育休等に対して職場内の理解促進につながった。 	人事課
企業等への育児・事業活用促進介護団体	<ul style="list-style-type: none"> 安来市企業等人権・同和問題研修会で松江職業安定所と連携して、説明や講演を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ホームページや市報等を有効活用し、より多くの市民に周知すると良い。 	人権施策推進課

(3) 子育てや介護の支援

施策	実施状況	効果等 (○効果 ●課題 ◎改善意見)	所管課
子育て支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠届出時や赤ちゃん訪問、乳幼児健診、子育て支援イベントなど機会を通じて子育てに関する情報発信を行った。 また、母子手帳アプリ「母子モ」を通じて情報発信を行うとともに、各種教室・イベントのオンライン予約対応を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援イベントのオンライン予約率は約 67% であり、90% を超える月もあった。時間外、休日を問わず予約に対応することで利用者の負担を軽減した。 	子ども未来課

介護支援サービスの充実	<p>【家族介護用品支給事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅で要介護4,5の認定者を介護している方（市県民税非課税世帯）に介護用品クーポン券を支給。 <p>【介護マーク配布事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の方などの介護を異性が行うと公共トイレ利用や下着などの買い物に偏見を持たれることがあり、周囲に理解してもらうため「介護中」の名札を配布。 <p>【認知症家族のつどい・男性介護者のつどいの開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症家族のつどいを偶数月第3月曜日、男性介護者のつどいは年1回の開催。 <p>【広報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防ガイドブックを全戸配布。 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護用品クーポン券を支給することによって家族の負担を軽減している。 ○各庁舎に介護マークちらしと名札を設置。また包括の総合相談事業にも活用いただき介護者の安心感につながっている。 ○認知症介護者がひとりで抱えがちな介護の悩みを同じ境遇の人と話し合うことで介護者の孤立感や身体的、精神的負担を軽減し、在宅介護の支えとなっている。 	介護保険課
相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センターやつどいの広場において、親子が気軽に集い、子育てに関する情報交換や相談を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援センターやつどいの広場において、子育て家庭に対する育児不安等についての相談やイベント等を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援につながっている。 	子ども未来課
相談体制の整備	<p>【介護予防事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほっとサロン、ふれあい講座、いきいき健康教室、こけないからだ体操などの介護予防事業を実施。必要時は専門職も関わり支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自らが介護予防対策として健康づくりに取り組む意識の醸成が図られている。 ●参加者が固定化しており、介護予防に关心のない層への取り組みが不十分。 ●活動の担い手が高齢化しており後継者がいない。 ○担い手の負担感を解消するための支援が必要。 ○地域で活動する住民主体の団体の情報を把握し、広く周知することでより多くの高齢者に社会参加の機会を提供する必要がある。 ○介護関係の講演、研修、出前講座、認知症サポーター養成講座等を通じて介護予防の普及啓発を行う必要がある。 	介護保険課

基本課題3 働く場における男女共同参画の推進

【施策の実施状況と効果等】

- ◇企業等に対しポジティブアクションの啓発や男女均等な採用選考の説明を実施しました。
- ◇「家族経営協定」締結を推進し、女性農業従事者の地位向上を図るための啓発を実施しました。

(1) 男女に均等な雇用環境の整備

施策	実施状況	効果等 (○効果 ●課題 ◎改善意見)	所管課
のポ企 普ジ業 及テ等 啓イに 発ブ対 アする クシ ヨン	・実施せず	●女性活躍やポジティブアクションを推進している企業や団体から積極的に講師を招く必要がある。	人権施策推進課
連ハ 携ロ ーウ ークと の	・安来市企業等人権・同和問題研修会でハローワークから企業に向けて男女均等な採用選考ルールの説明を実施した。	◎ホームページや市報等を有効活用し、より多くの市民に周知すると良い。	人権施策推進課

(2) 地域産業における男女共同参画の推進

施策	実施状況	効果等 (○効果 ●課題 ◎改善意見)	所管課
農 林 業 団 体 等 へ の 女 性 の 参 画 促 進	・農業経営改善計画認定申請書（更新含む）の提出の際に「家族経営協定」締結を推進し、女性農業従事者の地位向上を図るための啓発を実施。 【実績】家族内での女性農業従事明確化（法人除く） R6年度申請16件の内12件 ・その他、団体等への女性参画の促進に係る独自取組みは実施せず。	○家族内での担当業務の明確化	農林振興課

基本課題4 地域における男女共同参画の推進

【施策の実施状況と効果等】

◇地域行事等において男女共同参画に関する出前講座を実施し、男女共同参画の啓発を行いました。

◇災害用備蓄生理用品を購入する際の製品の選定にあたり女性の意見を取り入れました。

(1) 地域活動における男女共同参画の推進

施策	実施状況	効果等 (○効果 ●課題 ◎改善意見)	所管課
男地 女域 共行 同事 参画に の お け 進 る	・男女共同参画に関する出前講座を年30回実施した。	○男性が参加しやすい広報を行い、参加率を上げる必要がある。	人権施策推進課
男地 女域 共行 同事 参画に の お け 進 る	<p>【地域振興係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会・自治会役員における女性の参画については、自治会を構成する各世帯ならびに各自治会の裁量であり、それらの自主性を尊重する立場から働きかけは行っていない。また自治会長・連合自治会役員の報告には性別を訊ねる項目を設定していない。 ・各地区で行われる交流センター運営協議会への参加者についても同様である。 ・実施せず(広瀬・伯太地域センター) 	<p>【地域振興係】</p> <p>○一部交流センターにおいては、子育て中の母親向けの育児サークルや、シニア女性向けの健康体操教室などで女性のニーズに合わせた講座やイベントを企画・開催することで、女性の来館を促進し、活動への参加を促すことができた模様である。</p>	地域振興課 広瀬地域センター 伯太地域センター
ス育男 キ児性 ル・の 向介家 上護事 の・	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する出前講座を年30回実施した。 ・島根県から発信される女性の活躍推進に関する取組について、チラシ配布、ポスター掲示を行った。 	○ホームページや市報等を有効活用し、より多くの市民に周知すると良い。	人権施策推進課

(2) 男女共同参画の視点を持った防災対策の推進

施策	実施状況	効果等 (○効果 ●課題 ◎改善意見)	所管課
の男 防女 災共 同参 画の 視点 で	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の視点を活かした防災体制の確立のため、安来市防災会議の委員に女性の登用を推進した。具体的には、外部機関からの委員選任の際に、女性の登用を依頼し、内部委員に関しては役職によらず、女性職員を任命した。 ・委員25名中、女性8名(登用率32%) 	<p>○引き続き男女双方の視点に立った防災体制の確立を目指す。避難所における備蓄物資の整備にあたり、男女双方の視点を取り入れる。</p>	防災課

基本目標III. 個人の尊厳の確立

基本課題1 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

【施策の実施状況と効果等】

◇DV相談・未然防止に関する市民への周知を行うほか、島根県女性相談センター等の関係機関との連携強化を図り情報共有や面談を行いました。

◇学校教育においては、男女のより良い関わり方、性に関する指導等を行い、教職員に向けてもセクハラをテーマとした研修を実施しています。

(1) 暴力の未然防止に関する広報・啓発・教育の充実

施策	実施状況	効果等 (○効果 ●課題 ◎改善意見)	所管課
のD未V、然性止犯の、意識啓発等	・島根県から届くDV防止に関するリーフレットの窓口設置やポスター掲載などにより啓発を行った。	●市民への効果的な周知方法についての工夫が必要。	福祉課
医療機関等関係機関との連携強化	・島根県女性相談センターと顔の見える関係を構築し、連携を深めるための連絡会を行った。また、安来警察署ともケースを通して連携を深めた。 ・子どものいる家庭については、要保護対策児童協議会事務局（子ども未来課）を調整機関として対応し、要保護児童対策協議会実務者会議にて要保護児童の過程に関する情報共有を図った。	○関係機関と顔の見える関係構築により、連携強化が図られている。	福祉課 子ども未来課
罪授未業然等防を通じた教育DV啓発や性犯	・各学校では、人権週間の取組でいじめについて考えさせたり、温かい言葉掛けを奨励したり、よりよい関係づくりを考えさせる取組が定着してきた。自分の気持ちを言葉で伝えること、相手の気持ちを尊重することなど、全教育活動において意識されている。	○教職員を対象として、子どもの人権、ヤングケアラー、多様性尊重といったテーマで研修を実施し、丁寧に児童生徒の生活の背景を見つめたり、機会を捉えて啓発をしたりすることを通して、DVや性犯罪等に対する意識を高めた。	学校教育課

(2) 相談体制と自立に向けた支援の充実

施策	実施状況	効果等 (○効果 ●課題 ◎改善意見)	所管課
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・DVに関しては、警察や島根県女性相談センターと連携し対応や支援を行った。 ・心理的虐待に該当する子どもの面前でのDVが確認された場合は、関係部署(福祉課)、関係機関(警察、女性相談センター)と連携して対応した。 ・高齢者虐待に関しては、地域包括支援センターや警察等の関係機関と情報を共有し、連携し対応した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携し、虐待、暴力事案への対応と支援により虐待防止が図られ、相談体制を構築している。 ○子どもへの体制では、必要に応じて情報共有やケース会議を行うことで、迅速かつ適切な対応に繋がっている。 ○要保護児童対策協議会実務者会議(学期末)の構成機関に女性相談センターの参画により連携が強化されている。 	福祉課
の自立のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子どものいる家庭については、要保護児童対策協議会実務者会議において、要保護児童の家庭に関する情報共有を行い、DV担当課(福祉課)と児童福祉担当課(子ども未来課)と連携し支援を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係部署との連携により、虐待、暴力事案への対応と支援により、虐待防止を図っている。 	福祉課

基本課題2 男女の生涯を通じた心身の健康支援

【施策の実施状況と効果等】

- ◇高校生に向けて性感染症についての情報提供を行うほか、薬物乱用の入り口となる飲酒・喫煙についての学習も行っています。
- ◇不妊治療に対する助成事業を実施し、不妊に関する不安や経済的負担の軽減を図っています。
- ◇妊娠届出時のアンケート等により妊娠期からの早期支援を行うよう努め、マタニティ教室や妊婦歯科検診を行い子育て支援に関する情報提供を行いました。
- ◇健診の受診促進や糖尿病等生活習慣病予防として運動・栄養指導等対象者にあわせた健康教室を実施しました。また、自死予防啓発及び相談窓口の周知・啓発を実施しました。

(1) 思春期・若年期における健康支援

施策	実施状況	効果等 (○効果 ●課題 ◎改善意見)	所管課
発性感染症等への知識の普及啓	<ul style="list-style-type: none"> ・エイズの予防に関するポスターの掲示や啓発チラシを配架コーナーに設置し情報提供を行った。 ・子宮頸がん予防普及啓発健康講座において性感染症についても情報提供を実施。(6/5 情報科学高校1年生74人、12/10 安来高校2年生129人) ・20歳の集いで男女ともに子宮頸がんに関するパンフレットを配布し性感染症について情報提供をした。 	<ul style="list-style-type: none"> ●がんや性感染症予防に限らず、若い世代から自分たちの健康に対する関心をもてるよう「プレコンセプションケア」※の普及を図り、関心を高める啓発が引き続き必要である。 ※若い世代が現在の自分のからだの状況を把握し、将来の妊娠やからだの変化に備えて、自分たちの健康に向き合うこと 	いきいき健康課

制DVの周知窓口と支援体制	<ul style="list-style-type: none"> DVに関しては、警察や島根県女性相談センターと連携し対応や支援を行い、子どもがいる家庭については要保護児童対策協議会の調整機関である子ども未来課とともに関係者との面談や支援を実施した。 高齢者虐待に関しては、地域包括支援センターや警察等の関係機関と連携し対応した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携を図り、虐待、暴力事案への対応と支援により、虐待防止を図っている。 	福祉課
の薬物乱用・知・識喫煙・啓発飲酒へ	<ul style="list-style-type: none"> 各小・中学校において保健領域・保健体育の時間に飲酒、喫煙の防止についての学習を実施している。 中学校では薬物乱用防止教室を継続して実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○各種事業やパンフレット等による啓発、情報提供を行った。 	学校教育課

(2) 妊娠・出産などに関する健康支援

施策	実施状況	効果等 (○効果 ●課題 ◎改善意見)	所管課
相談不妊に関する助成事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年4月より、体外受精や顕微授精を含む基本的な不妊治療が保険適用となったため、安来市不妊治療費等助成制度を新たに実施するにあたり、医療機関への協力依頼、ホームページや市報へ掲載により周知に努めた。 一般申請 26名(うち4名妊娠)、生殖申請 21名(うち14名妊娠) 	<ul style="list-style-type: none"> ○不妊に関する不安や経済的負担の軽減が図られている。 ○経済的負担を軽減することにより妊娠を後押しできている。 	子ども未来課
問診助産師、保健師による訪問	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠届出時のアンケートや医療機関からの連絡票、妊娠8か月時のアンケート等により、妊娠期からの相談支援を早期に行うよう努めた。 マタニティ教室は年4回に開催。参加者30名(妊婦及び夫含む)出産後は全戸訪問をめざし、タイムリーに適切な支援が行えるよう努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○妊娠期から妊婦と関係づくりができ、産後の支援がスムーズにつながることができた。 	子ども未来課
育児支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠届出時のアンケートや医療機関からの連絡票等により、妊娠期からの早期支援を行うよう努めた。 マタニティ教室は年4回に開催。参加者30名(妊婦及び夫含む) 妊婦歯科検診は年4回実施。受診者70名(受診率53.4%) 教室等の機会を通じて、子育て支援に関する情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ○支援が必要なケースについては妊娠期から早期に支援を行うことができた。 	子ども未来課

(3) 中高年期における健康支援

施策	実施状況	効果等 (○効果 ●課題 ◎改善意見)	所管課
健診（検診）の受診促進	<ul style="list-style-type: none"> ・集団検診では、休日の検診や特定健診とがん検診の同日受診が可能な日程設定、インターネット予約の利用促進を行い、若年層の受診者の拡大を図った。乳がん検診は、市内医療機関と連携し10月のピンクリボン月間にあわせた啓発を行った。大腸がん検診は、60歳・65歳の安来市国民健康保険被保険者に大腸がん検診受診勧奨ハガキを送付した。 ・安来市国民健康保険の特定健診の対象者に対して、健診の受診を促すために受診勧奨ハガキを送付した。また、自身の健康に目を向けることと継続受診につなげることを目的に受診された方に対して「健康年齢結果通知」を郵送した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関と連携した受診啓発に取り組むことができた。 ●地域や医療機関等と連携した、受診勧奨の取組が必要である。 ○安来市国民健康保険の特定健診の対象者に対する受診勧奨ハガキにより通知後の受診者数に伸びがあった。 	いきいき健康課
予生活習慣病の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区単位で糖尿病等生活習慣病予防として運動・栄養指導等対象者にあわせた健康教室を実施した。 ・地区文化祭等において健康相談や栄養相談を実施し、健診結果を活用して各地区単位の生活習慣病リスクとその予防対策について啓発した。また、状態に合わせた栄養相談を実施した。 ・主に後期高齢者に対しては、生活習慣病の重症化予防ため、保健師等が通いの場で健康教室・健康相談を実施した（一体的実施事業）。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域と連携して広く生活習慣病の予防の啓発ができた。 ●働き盛り世代の健康づくりの推進が必要である。 ○一体的実施事業については、継続的な支援を行いながらまだ介入していないところに対してもアプローチしていく必要がある。 	いきいき健康課
自死対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自死対策会議、府内連絡会を各2回開催し府内関係課、関係機関・団体等と安来市の自死の現状や課題を共有した。また、それぞれの機関等の取組についても共有した。 ・9月の自死予防キャンペーンにあわせて公共施設や安来市立図書館等で啓発コーナーを設置し啓発及び相談窓口の周知を図った。 ・SNS等も活用し、情報発信を行った。 ・3月自死対策強化月間にあわせて「こころの健康づくり講演会」を開催した。また、新たな取組として講演会前に安来市ゲートキーパー養成講座を実施した。 ・ゲートキーパー養成講座を5か所で実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自死対策会議・府内連絡会議をそれぞれ2回開催することで、関係機関・団体等と密に自死者数の状況やそれぞれの機関・団体等の活動計画と活動報告について共有し確認できた。 ○自死予防週間や自死対策強化月間に関係機関等と連携し積極的に啓発できた。 ○心の相談窓口等をSNSなどを活用することで幅広い年代に情報を発信し、周知・啓発ができた。 ●若年層への啓発活動が必要である。 ●ゲートキーパー養成講座実施数がR5年度と比較し増加した。 	いきいき健康課

基本課題3 安心な暮らしの実現

【施策の実施状況と効果等】

- ◇生活困窮者支援のための相談・対応を積極的に実施しましたが、未だ支援が行き届かない方もおられる状況です。
- ◇地域包括支援センターでの相談窓口では高齢者に関する相談件数が増加しています。相談内容が複雑化してきており、対応が難しい現状です。
- ◇ひとり親家庭の支援については、関係団体との連携を図りながらワンストップサービスを行いました。ひきこもりや不登校の状況にある子ども・若者については、アウトリーチによる就労支援や学習支援をねばり強く行いました。

(1) 困難を抱えるすべての人が安心して暮らせる環境整備

施策	実施状況	効果等 (○効果 ●課題 ◎改善意見)	所管課
生活困窮者への取組	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援機関支援調整会議及び就労支援協議会等に参画し、生活困窮者対策等について、協議・連携を図った。 また、生活困窮者支援を円滑に進められるよう、日ごろからの連携に心がけ、関係機関が同席した相談対応も積極的に実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関との連携強化 ●支援が行き届かない者への対策等 	福祉課
介護高齢者等への取組と生活支援	<p>【総合相談事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターで総合相談を実施している。主な相談は高齢者関係であるが、障がい関係の相談については基幹型相談支援センター等と連携し対応している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の相談窓口として相談数が増加している。 ○電話相談の24時間対応を行っている。 ●8050問題、ダブルケア（育児と介護）、生活困窮、認知症問題など相談が複雑化してきており対応が難しくなっている。 ○関係機関が連携して対応できる体制強化等が必要である。 	介護保険課
一人親家庭への学習労・援経済	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の就労や経済支援については、母子父子自立支援員が中心となり、社会福祉協議会と連携を図りながら、ハローワークへの同行訪問や福祉資金の貸付などワンストップサービスで支援を行った。 ・ひきこもりや不登校の状況にある子ども・若者については、子ども・若者支援相談員が中心に、アウトリーチにより就労支援や学習支援を粘り強く行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭の自立、困難な問題を抱える子ども・若者の就労意欲や学習意欲の向上に繋がっている。 ●困難な問題を抱える子ども・若者には、本人の意欲向上のために長期的な伴奏型支援が必要である。 	福祉課
まちづくりデザインによる デザインパーク	・実施せず		都市政策課

第3章 数値目標の進捗状況

計画の数値目標

基本目標	基本課題	項目	現状値 (R6末)	目標値 (R7)	担当課
I	2	男女共同参画に関する講座等の実施回数	30回	40回	人権施策推進課
	1	市の審議会等への女性の参画率	24.2%	40.0%	人権施策推進課
		市職員の女性の管理職登用率	26.5%	30.0%	人事課
II		育児に積極的に参加する父親の割合	81.9%	55.0%	子ども未来課
	2	市職員の男性の育児休業取得率	64.7%	5.0%以上	人事課
		4か月児健診受診率	97.9%	98.0%	子ども未来課
		1歳6か月児健診受診率	94.9%	97.0%	子ども未来課
		3歳児健診受診率	97.4%	100.0%	子ども未来課
	4	自主防災組織の組織数	59団体	57団体	防災課
III		糖尿病予備軍推定数の割合	19.5%	13.4%	いきいき健康課
	2	特定健康診査受診率	45.4%	60.0%	いきいき健康課
		介護認定を受けていない高齢者の割合	78.8%	79.3%以上	介護保険課
		介護予防に資する住民主体の通いの場（ほっとサロン、ミニデイサービス）への参加者数	8,182人	17,000人以上	介護保険課

【資料編】

○安来市男女共同参画推進条例

平成26年3月26日

条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に関わる男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 事業者等 市内において事業活動（非営利のものを含む。）を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等の親密な関係にある者（親密な関係にあった者を含む。）から受ける身体的、精神的、経済的又は性的な暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として、行われなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、男女が性別による差別を受けることなく平等に扱われること及び男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること。

(2) ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力行為が根絶されること。

(3) 妊娠、出産等に関し、男女が互いに理解を深め、性及び生殖に関する健康及び権利が尊重されること。

- (4) 社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないよう配慮されること及び男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択できること。
- (5) 男女が、社会の対等な構成員として、市又は民間の団体における政策及び方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (6) 家族を構成する男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動を行うことができること。
- (7) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）を総合的に策定し、実施するものとする。

- 2 市は、男女共同参画施策の策定及び実施に当たり、必要に応じ、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市は、男女共同参画施策については、市民、事業者等、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念についての理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念についての理解を深め、その活動に当たり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 事業者等は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる場において、男女共同参画の推進を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力的行為

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第8条 何人も、情報を公衆に表示するに当たっては、前条各号に掲げる行為を助長する表現を用いないよう配慮しなければならない。

(男女共同参画計画)

第9条 市は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定に基づく男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男

女共同参画計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市長は、男女共同参画計画の策定に当たっては、第16条に規定する安来市男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、男女共同参画計画を変更する場合に準用する。

(啓発活動等)

第10条 市は、基本理念に関する市民及び事業者等の理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(教育における配慮)

第11条 市は、学校教育及び社会教育において、基本理念に配慮した教育が行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第12条 市は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(苦情への対応)

第13条 市長は、市が実施する施策に関する男女共同参画についての市民又は事業者等からの苦情の申出に対し、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の苦情の処理に当たり、第16条に規定する安来市男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとする。

(調査研究)

第14条 市は、男女共同参画の推進のため、必要な調査研究に努めるものとする。

(年次報告)

第15条 市長は、毎年、男女共同参画施策の実施状況をとりまとめ、これを公表するものとする。

(委員会の設置)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査し、及び審議するため、安来市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査し、及び審議すること。

(2) 市が実施する男女共同参画施策の実施状況について意見を述べること。

(3) 第9条第2項及び第4項並びに第13条第2項の規定によりその権限に属させられた事務

- 3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(安来市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 安来市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年安来市条例第48号）
の一部を次のように改正する。
〔次のように〕 略

○安来市男女共同参画推進本部設置規程

平成26年6月27日

訓令第21号

改正 平成27年3月31日訓令第10号の3

平成29年3月31日訓令第8号

令和2年4月1日訓令第7号の2

(設置)

第1条 安来市男女共同参画推進条例（平成26年安来市条例第11号）に基づき、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、安来市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 安来市男女共同参画計画の策定及び変更に関する事項。
- (2) 安来市男女共同参画計画に基づく具体的施策の推進に関する事項。
- (3) 男女共同参画に関し、関係する部課等の総合的な連絡調整に関する事項。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、市民生活部長をもって充てる。
- 4 委員は、部長（消防長を含む。）、地域センター長、市立病院事務部長、教育部長及び議会事務局長をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長がその議長となる。

(関係者の出席等)

第6条 本部長は、必要があると認めるときは、協議事項に関係のある者の出席を求めて意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 推進本部の所掌事項を円滑に遂行するため、ワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループのメンバーは、委員の所属する部局に属する者の中から推進本部長が指名する者をもって組織し、グループリーダーは、男女共同参画担当課の課長をもって充てる。

- 3 ワーキンググループの会議は、グループリーダーが招集し、その議長となる。
- 4 グループリーダーは、ワーキンググループにおける審議の経過及び結果を推進本部に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、男女共同参画担当課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日訓令第10号の3）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日訓令第8号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日訓令第7号の2）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

◆第4次安来市男女共同参画計画策定経過

年 月 日	会 議 等	主 な 内 容
令和元年 7月 26日	第1回推進本部会議	・計画策定の基本的方向 ・スケジュール
8月 29日	第1回推進委員会会議	・計画策定の基本的方向 ・スケジュール
11月 20日	第2回推進本部会議	・素案の審議
11月 26日	第2回推進委員会会議	・素案の審議
令和2年 2月 14日 ～2月 25日	パブリックコメント	・市民からの意見募集
2月 26日	第3回推進委員会会議	・計画案の最終審議
3月 13日	第3回推進本部会議 (計画案配付による意見集約)	・計画案の最終審査

◆安来市男女共同参画推進委員会委員名簿

(任期：令和5年7月1日～令和7年6月30日) (順不同、敬称略)

	所属機関・団体名等	氏 名	備 考
1	安来市小中学校長連絡会	實重 詔子	
2	松江人権擁護委員協議会安来部会	山根 陽子	
3	松江公共職業安定所安来出張所	中村 明臣	
4	安来市自治会代表者協議会	矢田 洪介	
5	島根県男女共同参画サポーター	佐伯 直子	
6	J Aしまね女性部	原 ますみ	
7	安来市P T A連合会	江田 正人	
8	識見者	山崎 道弘	
9	公募委員	山岡 公代	



**令和6年度
第4次安来市男女共同参画計画
年次報告書**

**発 行 島根県安来市
編 集 市民生活部人権施策推進課
〒692-8686
島根県安来市安来町 878 番地 2
電話 : 0854-23-3095**